

津守下水処理場第2沈殿池汚泥かき寄せ機外設備工事(その1－3)

1 設計図書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正																		
特記仕様書 P27 第44条 据付工 3 本工事で撤去する機器類 は次のとおりとする。	3 本工事で撤去する機器類は次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>1 系薬液貯留タンク</td><td>1 基</td><td></td></tr><tr><td>銅製品類</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>	名称	数量	備考	1 系薬液貯留タンク	1 基		銅製品類	1 式		3 本工事で撤去する機器類は次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>1 系薬液貯留タンク</td><td>2 基</td><td></td></tr><tr><td>銅製品類</td><td>1 式</td><td></td></tr></table>	名称	数量	備考	1 系薬液貯留タンク	2 基		銅製品類	1 式	
名称	数量	備考																		
1 系薬液貯留タンク	1 基																			
銅製品類	1 式																			
名称	数量	備考																		
1 系薬液貯留タンク	2 基																			
銅製品類	1 式																			

- 2 本工事で布設した配管（SUS304 製以外）には塗装を施す。なお、塗装仕様については、下-2-1-4 に準じる。
- 3 本工事で撤去する配管は、次のとおりとする。

名称	備考
薬液受入管	
薬液注入管	
オーバーフロー管	
ドレン管	
排水管	
排気管	
給水管	
上水管	

第44条 据付工

- 1 据付は下-2-1-3-8, 10, 11 に準じる。
- 2 今回設置する各機器は、据付完了後、各部の調整を行い、無負荷にて円滑に運転できるように調整を行う。その後、実負荷により負荷運転を行う。
- 3 本工事で撤去する機器類は次のとおりとする。

名称	数量	備考
1 系薬液貯留タンク	1 基	
鋼製品類	1 式	

第45条 雑工

- 1 雑工は下-2-1-3-8 及び下-2-1-3-10～16 に準じる。
- 2 本工事において施工する基礎等は次のとおりである。

名称	備考
1 系薬液貯留タンク基礎	
1 系薬液注入ポンプ基礎	
2 系薬液注入ポンプ基礎	
配管ピット	
配管ピット蓋受枠部	SUS304
手洗器（洗眼水洗付）	

- 3 配管ピット設置に必要な掘削、埋め戻し及びアスファルト（AS05-10）の撤去・復旧を行う。
- 4 発生土処分

建設発生土（普通土砂ならびに軟弱土砂）は、再生資源化施設へ搬入し適正に処理することとし、提出書類については、「工事請負共通仕様書（令和3年3月）-5 提出書類様式共通編-②工事施工時の提出書類-陸上輸送により舞洲基地へ搬入する場合」に準じたものを監督職員と協議のうえ提出すること。

また、本事項に関して変更が生じる場合は、監督職員と協議を行うこと。な

【正】

- 2 本工事で布設した配管（SUS304 製以外）には塗装を施す。なお、塗装仕様については、下-2-1-4 に準じる。
- 3 本工事で撤去する配管は、次のとおりとする。

名称	備考
薬液受入管	
薬液注入管	
オーバーフロー管	
ドレン管	
排水管	
排気管	
給水管	
上水管	

第44条 据付工

- 1 据付は下-2-1-3-8, 10, 11 に準じる。
- 2 今回設置する各機器は、据付完了後、各部の調整を行い、無負荷にて円滑に運転できるように調整を行う。その後、実負荷により負荷運転を行う。
- 3 本工事で撤去する機器類は次のとおりとする。

名称	数量	備考
1 系薬液貯留タンク	2 基	
鋼製品類	1 式	

第45条 雑工

- 1 雑工は下-2-1-3-8 及び下-2-1-3-10～16 に準じる。
- 2 本工事において施工する基礎等は次のとおりである。

名称	備考
1 系薬液貯留タンク基礎	
1 系薬液注入ポンプ基礎	
2 系薬液注入ポンプ基礎	
配管ピット	
配管ピット蓋受枠部	SUS304
手洗器（洗眼水洗付）	

- 3 配管ピット設置に必要な掘削、埋め戻し及びアスファルト（AS05-10）の撤去・復旧を行う。
- 4 発生土処分

建設発生土（普通土砂ならびに軟弱土砂）は、再生資源化施設へ搬入し適正に処理することとし、提出書類については、「工事請負共通仕様書（令和3年3月）-5 提出書類様式共通編-②工事施工時の提出書類-陸上輸送により舞洲基地へ搬入する場合」に準じたものを監督職員と協議のうえ提出すること。

また、本事項に関して変更が生じる場合は、監督職員と協議を行うこと。な